平成２８年（フ）第７１４号
大阪市此花区高見１丁目１番19―720号
債務者　新留　鮎実
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１８３号
大阪府吹田市日の出町９番13号（207）
債務者　中村　勇樹
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４９７号
千葉県市原市ちはら台南１丁目14番地１
ユーミーサンちはら107
破産者　山本　晃男
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２１号
大阪府泉大津市森町２丁目８－１レジデンス曽根１階、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉大津市豊中町３丁目７番９号
破産者　有限会社つばき
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
千葉県香取市山之辺25番地１
破産者　有限会社山之辺製作
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第８６１号
名古屋市西区栄生２丁目４番15号
破産者　有限会社シェンプレ
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４４３号
名古屋市緑区桶狭間神明630番地
破産者　有限会社栄木工
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４６９号
愛知県知多市八幡字曽山７番地の112
破産者　有限会社西明コーティング工場
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８９号
兵庫県加古川市平岡町山之上684―38、登記簿上の本店所在地兵庫県三木市別所町小林字姥ヶ懐268番地の３
破産者　株式会社オーエムエンジニアリング
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０１８号
東京都三鷹市上連雀６丁目６番19―401号
破産者　三代川珠美
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６０号
滋賀県草津市東矢倉３丁目１番３号
破産者　株式会社ビーレインズ
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８１号
山梨県甲府市湯村３丁目19番20号　内藤住宅４号棟、開始決定時の住所山梨県甲府市山宮町1790番地３
破産者　小林　友夫
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
大阪府岸和田市作才町１丁目６番11―308号、前住所大阪府岸和田市土生町２丁目27番35―104号
破産者　末吉　香菜
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
大阪府貝塚市半田286番地１、開始決定時の住所大阪府貝塚市半田269番地24
破産者　後藤鈑金工業こと　後藤　武彦
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地13棟102号、前住所大阪府泉南市新家2641番地
破産者　片岡　利夫
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
奈良県北葛城郡広陵町大字南296番地２
破産者　キャパトル高田南店（パン工房池島）こと池島フードサービス（コロボックル）こと　池島　伸夫
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
新潟市秋葉区小須戸3477番地１
破産者　板井松二郎
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部